鹿屋市告示第 342 号

鹿屋市保育所等給食支援事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定めた。

令　和　8　年　7　月　3　日

鹿屋市長　　郷　原　　拓　男

令　和　8　年　7　月　3　日　　決　裁

鹿屋市保育所等給食支援事業実施要綱の一部を改正する要綱

鹿屋市保育所等給食支援事業実施要綱（令和４年鹿屋市告示第236号）の一部を次のように改正する。

第２条第１号中「次号において同じ。」を削り、同条中第２号を削り、第３号を第２号とする。

第５条第２項に後段として次のように加える。

なお、この項において「実施年度」とは、本事業の支援の対象となる給食の実施期間が属する年度をいう。

第５条第２項第１号中「令和７年」を「実施年度の」に改め、「同年」を削り、同項第２号中「令和７年」を「実施年度の」に改め、同号中「令和８年」を削り、「令和８年」を「実施年度の」に改める。

別表を削る。

別記様式を次のように改める。

別記様式（第５条関係）

鹿屋市保育所等給食支援事業費請求書
【　　年　　月～　　年　　月分】

年　　月　　日

鹿屋市長　　様

所　在　地
法　人　名
施　設　名
代表者氏名　　印

鹿屋市保育所等給食支援事業費について、鹿屋市保育所等給食支援事業実施要綱第５条第１項の規定により次のとおり請求します。

請求金額　　円

（内訳）

		単価（月額）①	物価上昇率②	月初日児童数③						請求金額（①×②×③）
				月	月	月	月	月	月	
１号認定	主食費	円	%	人	人	人	人	人	人	円
	副食費	円	%	人	人	人	人	人	人	円
２号認定	主食費	円	%	人	人	人	人	人	人	円
	副食費	円	%	人	人	人	人	人	人	円
３号認定		円	%	人	人	人	人	人	人	円
合計				人	人	人	人	人	人	円

【チェック項目】
以下の項目に該当している場合、☑を付けてください。全ての項目を満たしていない場合、請求できません。

□　児童に給食等を提供し、保護者から給食費等を実費徴収しています。
□　給食を月10日以上実施しています。
□　鹿屋市保育所等給食支援事業費請求書及び添付書類の記載事項に虚偽はありません。

なお、虚偽の請求等を行ったことが判明した場合には、鹿屋市保育所等給食支援事業費を返還します。

振込先

金融機関名・支店等名		預金種目	
銀行・信用金庫 農協・信用組合	支　店 出張所	口座番号	
口座名義			

附　則

この要綱は、令和８年７月３日から施行し、令和８年４月１日から適用する。